

パブリックコメントの実施状況について

○実施期間：令和5年2月8日（水）～28日（火）

○意見及び提案者数：8人

No	項目またはページ数	意見の内容	意見等に対する本市の考え方
1	<p>基本目標1 施策の方向性</p> <p>○生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGsの取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。</p>	<p>・「人権問題」「SDGs」が入ったのが良いと思います。人権の基本的、普遍的な理解を深めることで社会・地域の諸課題について考え、対話できることはどの年代にも必要だと思います。</p>	<p>人権をめぐる状況では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、今なお様々な人権問題が課題となっている中、LGBTQ等の性的少数者が直面する困難さや立場の弱い人々への影響が懸念されております。そのような中で、SDGsの「誰ひとり取り残さない」考え方を基盤として、子どもから大人まで誰もが社会の変化に対応できる人材の育成の取組みを進めまてまいります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。</p>	<p>・安心して学び、遊び、意見表明でき、守られるという「子どもの権利」の表現を、ぜひ盛り込んでほしいです。子どもの権利が守られることが、学習意欲や将来への意欲につながると思います。</p> <p>・「すべての子ども」に障害児も入れて欲しい。また「多様な学び場」「安心できる居場所づくり」で不登校の子はもちろんのこと、学校でも家庭でもない第3、4の場として。</p>	<p>子どもを権利をもつ主体と位置づけ、ひとりの人間としてもっている権利の考え方を示した子どもの権利条約は、1989年11月に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しております。勉強や遊びを通して、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できることが育つ権利としてすべての子どもに保障されるものと認識しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、施策の方向性を以下のとおり修正いたします。</p> <p>○<u>子どもの育つ権利を確保するため</u>、すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応</p>

			<p>じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。</p> <p>また、「すべての子ども」には、ご指摘の障害児等を含めて、「すべて」と認識しております。また、「それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくり」については、ご指摘の内容を含む「学び場」「居場所」となるように推進するものです。</p>
3	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや命を大切にすることを育て、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。</p>	<p>・道徳については教育指導要領の「特別の教科化」に合わせた変更案と見受けられますが、思いやりといった心の問題を強調するより、批判的思考（クリティカルシンキング）や対話を通じた合意形成の経験を持つてほしいです。</p>	<p>平成29年の学校教育法施行規則及び学習指導要領の改訂により、現在小中学校においては「特別の教科 道徳」の指導が行われております。</p> <p>道徳科の授業においては、教材の登場人物の行動について考えたことを友達と話し合ったり、これまでの経験やこれからの行動についての考えを文章に書かせたりすることで、自己を見つめ、道徳的価値を深めることができるよう、工夫した指導がなされております。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
4	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>○子どもの将来の夢や目標の実現に向け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。</p>	<p>・志教育の考え方は、古すぎます。これからの未来を生きる児童生徒には、自己の生き方や他人の生き方の多様性を認める教育の方がいいと思います。</p>	<p>「志」教育を推進は、みやぎの志教育であり、小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育であります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>

		<p>・志教育については、大人目線の「志」を持たせることを目的とせず、多様な体験機会や社会人との交流が提供できるとよいと思います。そもそも生活環境、経験、視野が限られる小中学生の段階で、(職業を想定した)夢や目標、(多様であってよく、変化もする)「社会での役割」「自己のより良い生き方」を敢えて求める(作文など、他人に見せること前提)のは大きなストレスとなり得ます。</p>	
5	<p>基本目標3 施策の方向性 ○防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備</p>	<p>・防災や犯罪面だけでなく、学校では教室の環境(室温、湿度など)を適切にし、子どもたちが本当に安心・安全を感じられるような環境の整備に努めてほしい。</p> <p>また、実験器具や技術・家庭、美術、音楽などで利用する道具や資材の整備も希望します</p>	<p>教室は、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習空間・生活空間であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であります。施策の方向性にも記載しているとおり、健康的な環境を備えた安全・安心な環境を確保することに努めてまいります。</p> <p>実験器具や技術・家庭、美術で使用する道具、音楽などで利用する楽器などにつきましては、1台あたりの単価が高額なものもあることから、引き続き各校の保有状況を踏まえながら計画的に修繕及び更新を図ってまいります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
6	<p>基本目標3 施策の方向性 ○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える防災意識や災害対応能力の向上を図ります。</p>	<p>・「災害対応能力」が入ったのが良いと思います。高齢者、障害者、ジェンダー、子どもの心のケアの視点など、災害対応の上で必要な学習の機会(大人向け)が増えると良いです。</p>	<p>防災教育のねらいとして、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにするな</p>

			<p>ど、災害対応能力の向上が重要と認識しております。</p> <p>ご指摘の事項を踏まえ、災害対応能力の向上を図ってまいります。</p>
7	<p>基本目標4 施策の方向性</p> <p>○子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。</p>	<p>・(旧) 家庭や地域と密接に連携した相談・支援体制を整備し、子どもの健全育成に取り組みます。→(新) 子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。</p> <p>多様な家庭、ニーズがあることを踏まえ、文言は旧版のままを希望します。文科省の「家庭教育支援チーム登録」に基づく活動は、こちらの趣旨で運営されていると思います。</p>	<p>「家庭教育支援」は、「家庭教育」を「支援」ということであり、その対象は主に親（保護者）になります。教育分野が行う「家庭教育支援」は、親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援することであり、成人教育の一つの領域です。子供とその親を対象とした体験学習の機会提供、「親の学び」の提供、公民館・福祉施設で行われる家庭教育学級等をさします。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
8	<p>基本目標5・6 施策の方向性</p> <p>○創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため、多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。</p> <p>○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り、競技力の向上と多様な体験機会の充実を図ります。</p>	<p>・文化芸術・スポーツの「体験の機会」が追加されたことは有意義だと思います。多くの子ども達が参加しやすい、また、選んで参加できる形で提供されることを希望します。</p>	<p>多様な体験の機会を得ることは、文化芸術活動であれば、豊かな創造力、思考力及びコミュニケーション能力などを養い、スポーツ活動であれば、体力増進や競技力の向上につながるものと認識しております。</p> <p>生きる力をはぐくむ糧と人生を豊かにする基盤になるように体験の機会の確保に努めてまいります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>

9	<p>基本目標5 施策の方向性</p> <p>○豊かな自然環境を守り伝え、世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。</p>	<p>・大崎耕土は、旧市町村が集まったものなので、各市町村の特色のある自然を活用した環境教育を推進した方が、現実的だと思います。</p>	<p>大崎地域（1市4町）は、「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」として平成29年12月に世界農業遺産に認定されました。</p> <p>農業が育んできた豊かな農文化や水田や水路、水田の中に浮かぶ森のような屋敷林「居久根」のつながりが豊かな湿地生態系を育み、多様な動植物が存在する独特の農村景観を形成しています。この農業や農業が育む文化、生物多様性、美しく機能的な農村景観が一体となった農業システムが、未来に残すべき「生きた遺産」として世界農業遺産に認定されております。本市の特色のある身近な自然のひとつとして、世界農業遺産「大崎耕土」を追加いたしました。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
---	--	--	--